

安威川ダム周辺整備基本計画（案）

令和3年（2021年）1月

茨木市

< 目 次 >

第1章	はじめに.....	1
1-1	事業の経緯.....	1
1-2	事業の目的.....	2
1-3	事業の概要.....	2
1-3-1	事業の対象範囲について.....	2
1-3-2	安威川ダムについて.....	3
1-3-3	上位・関連計画等について.....	4
1-4	基本計画の考え方.....	6
第2章	基本計画.....	7
2-1	民間事業者提案に基づく事業内容.....	7
2-1-1	整備コンセプト.....	7
2-1-2	導入機能イメージ.....	9
2-1-3	事業手法と実施体制.....	10
2-1-4	土地利用計画.....	12
2-1-5	施設整備計画.....	15
2-1-6	管理運営計画.....	25
2-1-7	事業スキーム.....	26
2-1-8	整備スケジュール.....	26
2-1-9	エリアマネジメント計画.....	27
2-2	今後の展望.....	28
2-2-1	提案事業における利活用の充実について.....	28
2-2-2	提案区域外の利活用方針について.....	29
第3章	北部地域との連携について.....	31

第1章 はじめに

1-1 事業の経緯

安威川ダムは、大阪府茨木市生保地先、淀川水系神崎川の右支川である一級河川安威川に大阪府（以下、「府」といいます。）により建設されている治水ダムです。昭和42年（1967年）7月の豪雨により茨木市野々宮地区で安威川左岸が破堤するなどして、浸水家屋約2万5千戸、浸水農地約1,500ha、被害総額約1,000億円の大きな被害が生じたこと（北摂豪雨）を契機に、100年に一度の大雨（時間雨量80mm程度）に対応できるよう、「河道改修とダム建設」による安威川の治水対策が立案されました。平成26年（2014年）3月にダム本体工事に着手し、現在、令和4年（2022年）春の本体完成をめざして、関係する地元地区の協力を得ながら工事が進められているところです。

安威川ダム周辺は、都市に近い立地ながら、溪流、里山、棚田など貴重な自然環境を有しています。このような資源を生かすため、茨木市（以下、「本市」といいます。）は府と連携し、ダムにより創出される湖面とあわせた水と緑のオープンスペースを、「自然環境」、「レクリエーション」、「地域振興と地域間交流」が融合した空間として整備するために、安威川ダム周辺整備事業（以下、「本事業」といいます。）に取り組んでいます。

これまでに本事業に関わる府・本市の取り組みとして、学識経験者で構成される「安威川ダム周辺整備検討委員会」を設置し、将来のダム周辺のランドデザインを示した「安威川ダム周辺整備基本方針」を平成21年（2009年度）に策定しました。また、「安威川ダム周辺整備基本方針」をより具体的なものとするため、平成25年度（2013年度）から平成27年度（2015年度）にかけて地元関係者と公募市民を対象としたワークショップを実施し、ダム周辺の将来像や具体的なアイデアを取りまとめた「安威川ダム周辺整備取りまとめ」を平成27年度（2015年度）末に公表しました。あわせて、将来のダム周辺の活用と保全をダム完成前から議論する場として、「安威川ダムファンづくり会」を立ち上げるなど、様々な取り組みを進めてきました。

さらに、本市では本事業の実施に向け、その目的や内容を具体化するため、令和元年（2019年）6月に「安威川ダム周辺整備基本構想（以下、「基本構想」といいます。）」を策定しました。また、同年12月に基本構想に基づき、官民連携（PPP）事業[※]として本事業に取り組む事業候補者を公募型プロポーザル方式により募集し、令和2年（2020年）8月に事業契約等の優先候補者（以下、「事業候補者」といいます。）として、大和リース株式会社、Gravity Park Holdings株式会社及び株式会社E-DESIGNの3社によるグループ（以下、「民間事業者」といいます。）を決定し、令和2年（2020年）12月に基本協定を締結しました。

これらを踏まえ、本事業として、民間事業者の提案に基づく事業（以下、「提案事業」といいます。）の内容や、今後のダム周辺に関する土地の利活用方針等を「安威川ダム周辺整備基本計画（以下、「本計画」といいます。）」としてとりまとめました。

※官民連携（PPP）事業：

PPPとは、Public Private Partnershipの略であり、行政（Public）が行う各種行政サービスを、行政と民間（Private）が連携（Partnership）して、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することによって、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等をめざすもの。

1-2 事業の目的

本事業の対象地域は、本市の市街地と山間部の間に位置し、彩都（国際文化公園都市）にも隣接しており、平成30年（2018年）3月に開通した新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジからも近く、交通アクセスに優れた立地条件にあります。

本事業は、茨木市総合計画に位置づけられ、本市北部地域における、スポーツ、観光レクリエーションを中心とした地域振興の拠点整備をめざしています。

また、本市は、本事業を通じて、安威川ダム湖の広大な湖面と周辺の自然豊かな空間を生かし、市民の暮らしの満足度を高め、新たな交流人口の拡大につなげる場所の形成をめざすとともに、市街地と北部地域の結節点に位置していることから、安威川ダム周辺を「北部地域におけるハブ拠点」として位置付け、ネットワーク機能の形成や北部地域の魅力向上により、地域活性化の起爆剤的な役割を担うことを期待しています。



1-3 事業の概要

1-3-1 事業の対象範囲について

本事業の対象範囲は下図の安威川ダム周辺整備事業区域（以下、「事業区域」といいます。）で、本市が河川区域内の占用許可を取得することにより確保する区域と、本市が河川区域外の土地の取得等により確保する区域から構成されます。河川区域内には、法的・地形的特性等により「施設整備が可能な区域」、「表面的な使用のみが可能な区域」、「ダムの管理上活用が認められない区域」が存在しています。本市が河川区域外の土地の取得等により確保する区域については、土地の取得状況等により区域の一部が変更となる可能性があります。



1-3-3 上位・関連計画等について

《大阪府》

■安威川ダム水源地域整備計画

安威川ダムの建設に伴う影響が著しい地域について、生産機能または生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、平成12年（2000年）に府が「安威川ダム水源地域整備計画」を策定しました。本事業は、同計画に基づく事業のなかに、「スポーツまたはレクリエーションの用に供する施設」の整備に関する事業として、本市が事業主体として取り組むことが位置づけられています。

安威川ダム水源地域整備計画の概要

事業区分	事業主体	事業概要
土地改良	大阪府、茨木市	農道及び水路等の農業基盤施設の整備
治水	茨木市	水路の改修
道路	大阪府、茨木市	府道、市道の整備
下水道	茨木市	公共下水道の整備
宅地造成	大阪府土地開発公社	代替宅地整備
林道	茨木市	林道の整備
スポーツ・レクリエーション施設	茨木市	ダム湖畔展望広場、遊歩道、公園施設等の整備
消防施設	茨木市	屯所、水難救助資機材置場の整備

■河川水辺の賑わいづくりの取組み（都市・地域再生等利用区域の新たな指定）

ダム事業区域を含む将来の河川区域は、河川法の適用を受け、原則として、排他・独占的な営利目的の占有を行うことはできませんが、国の定めた河川敷地占有許可準則（平成11年8月5日付通達、平成28年5月30日一部改正）により、河川敷地を利用した賑わい空間を創出する目的であれば、一定の条件の下で、営利目的の占有が可能となります。

府では、国の準則を踏まえて、「河川敷地占有許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱い（平成23年7月15日施行、平成30年1月23日一部改正）」により、府内河川における取扱いを定めています。

また、府では、府が所管する河川区域の効果的な活用についての調査審議を行うことを目的として、知事の附属機関として、「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会（以下、「府審議会」といいます。）」を設置しています。

本市は、安威川ダム周辺を核とした北部地域の活性化のために、河川区域内外の一体的な活用が必要であると考え、府知事に対して河川敷地占有許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を要望し、令和元年（2019年）9月28日に「令和元年第1回大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」において審議が行われ、指定は妥当との答申がありました。概要は以下の通りです。

（諮問）都市・地域再生等利用区域の新たな指定について（安威川ダム）

（答申）安威川ダムの都市・地域再生等利用区域の指定は、妥当であると判断する。ただし、都市・地域再生等利用区域の指定は、安威川ダム事業地が河川区域の指定を受けた時点となることから、以下の条件を付すものとする。

- 1 都市・地域再生等利用区域内の事業内容が確定した時には、本審議会に事業計画及びその範囲を報告すること。
- 2 地域の合意が図られていることを確認するため、本審議会に組織体制も含め報告すること。

（出典：大阪府ホームページ「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」）

1 - 4 基本計画の考え方

本事業は、基本構想に基づき、ダム湖周辺の水辺環境や周辺のみどりなどを活かした一体的な利活用により新たな交流人口や関係人口の拡大につなげることをめざしています。そこで、本計画は、事業区域を対象に段階的に整備していく考え方を示す「第2章 基本計画」として、民間事業者の提案内容を踏まえ、提案事業として先行して実施する整備内容（「2-1 民間事業者提案に基づく事業内容」）と、民間事業者の提案がなかった事業区域における今後の利活用方針（「2-2 今後の展望」）を示し、将来的な北部地域の活性化の促進に向けた方針を示す「第3章 北部地域との連携について」で構成しています。

第2章 基本計画

2-1 民間事業者提案に基づく事業内容

2-1-1 整備コンセプト

1) 事業コンセプトと基本方針

提案事業の実施にあたっては、基本構想で定めた整備コンセプトである「交流・関わりの促進」、「学びの機会提供」、「地域経済の活性化」の3つの視点を踏まえ、これらを具体化する本事業の事業コンセプトを「未来につなぐ美しい自然、創造と交流の湖畔の里～北摂の自然と人の織りなす美・自然と人の新たな調和を目指して～」と設定します。また、この事業コンセプトを実現するため、以下の4つの基本方針を設定します。

- ①ダム及びダム湖を拠点に地域資源を活かして北摂のシンボル空間を創出します
- ②周辺環境の保全と地域資源の有効活用を適正に調和させます
- ③周辺整備は公共と民間の協調・協同で進めます
- ④公園施設の管理運営等を行うエリアマネジメント組織の運営等を行います

2) 整備コンセプト

上記の事業コンセプトと基本方針に基づく事業の実施により、実現される提案事業の整備イメージは以下の通りです（整備イメージは今後の事業の進捗等により変更となる可能性があります。）。

AIGAWA DAM PARK

～未来につなぐ美しい自然、創造と交流の湖畔の里～



図 ダム湖上空エリア鳥瞰イメージ



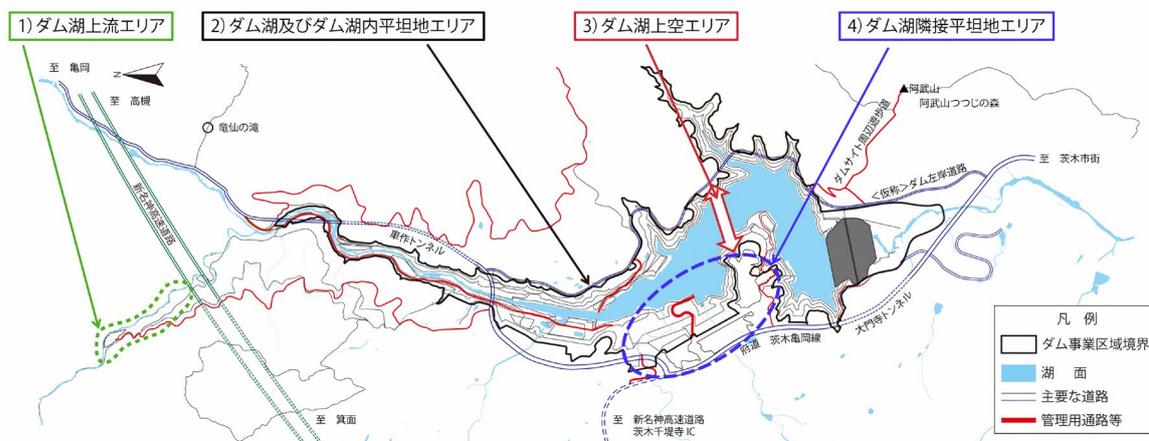
図 ダム湖隣接平坦地エリア鳥瞰イメージ



図 拠点施設（ダム湖隣接平坦地エリア）鳥瞰イメージ

2-1-2 導入機能イメージ

基本構想で示す4つのエリア（下図）における、提案事業による導入機能イメージは次の通りです。



1) ダム湖上流エリア

自然歩道や権内水路、下音羽川のせせらぎなど、自然豊かな空間と一体となった、落ち着きを感じられる環境が形成されています。

水とみどりを生かした活用が想定されます。

2) ダム湖及びダム湖内平坦地エリア

安威川ダムが生み出す水辺の環境や、安威川の溪流環境が形成されています。

水上アクティビティによる湖面利用が想定されます。

3) ダム湖上空エリア

ダム湖の上空を利用し、湖面の両岸を結び、ダム湖の眺望を生かしたアクティビティが体験できる機能を整備し、にぎわいを創出する場所の形成と観光振興を図ります。

両岸を繋ぐスカイウォークの整備により、広大な湖面とみどり、ダム堤体と大阪市街を一望できるスポットとして期待できます。

4) ダム湖隣接平坦地エリア

府道茨木亀岡線沿いに立地し、ダム湖畔にも近い敷地を活用し、安威川ダム周辺の集客と地域振興の拠点となる機能を整備することで、市民の暮らしの満足度の向上と、新たな交流人口の拡大につなげる機会を創出します。

また、府道に面するアクセスの良さを活かし、北部地域の拠点として、情報発信や市民活動等が可能となる拠点施設を整備する予定です。

2-1-3 事業手法と実施体制

1) 事業手法について

提案事業においては、民間活力を核とした事業展開により、市民ニーズに応じた持続可能な事業の実現と、本市の財政負担の軽減の両立が可能となることを期待し、計画から運営段階にいたるまで、民間事業者のノウハウを導入した官民連携（PPP）事業により進めていきます。

令和2年（2020年）12月に事業候補者である大和リース株式会社、Gravity Park Holdings株式会社及び株式会社 E-DESIGN の3社によるグループと基本協定を締結しており、令和3年に事業契約等を締結する予定です。

【提案事業で整備する施設と事業範囲】

提案事業で整備する施設は、本市の財政投資及び民間事業者の投資により整備します。本市及び民間事業者が整備する施設は、以下の公共施設と民間施設からなる都市公園法に定める公園施設とし、事業範囲は以下の通りとします。

①公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理

本市が所有する施設で、民間事業者は、公園施設（公共施設）全体の設計・施工・施工監理を本市より受託し、完成後は施設の管理運営を行います*。

※指定管理者制度の活用を想定

②公園施設（民間施設）の設置、管理運営

民間事業者が所有する施設で、民間事業者は、都市公園法に基づく許可により、自ら公園施設（民間施設）を設計・施工し、完成後は自ら管理運営を行います。

③公園施設（公共施設）の管理運営等を行うエリアマネジメント組織の運営等

公園施設の管理運営にあたっては、エリアマネジメントの仕組みを導入し、民間事業者はエリアマネジメント組織の運営等を行います。民間事業者は、エリアマネジメント組織を通じて、公園施設（公共施設）と公園施設（民間施設）からなる公園全体を一体的に管理運営のうえ、独自のまちづくり活動を実施します。

また、提案事業では、河川区域内において、本市または民間事業者により、施設整備や継続的な事業活動を行うことを想定しています。そのため、河川区域の一部について、本市は河川管理者である府に対して一定の範囲の包括的な占用（以下、「包括占用」といいます。）の許可を申請・取得する予定です。

河川区域内において、民間事業者が自ら施設を所有する場合や、囲いを設置する等により第三者の自由な使用を妨げる等、独占的な使用を行う場合は、本市による包括占用区域の範囲内に限定して、本市と土地の使用契約を締結することにより、事業の実施が可能となります。この際、府条例で定める河川占用料相当額を、本市は民間事業者から土地使用料として徴収し、府に納付します。



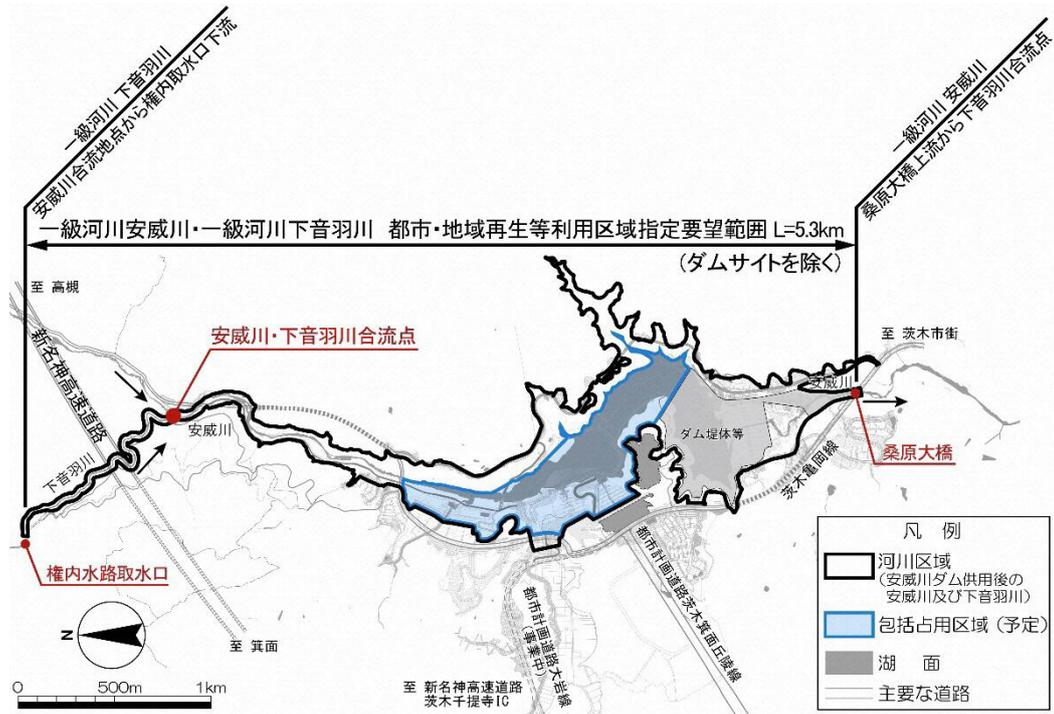
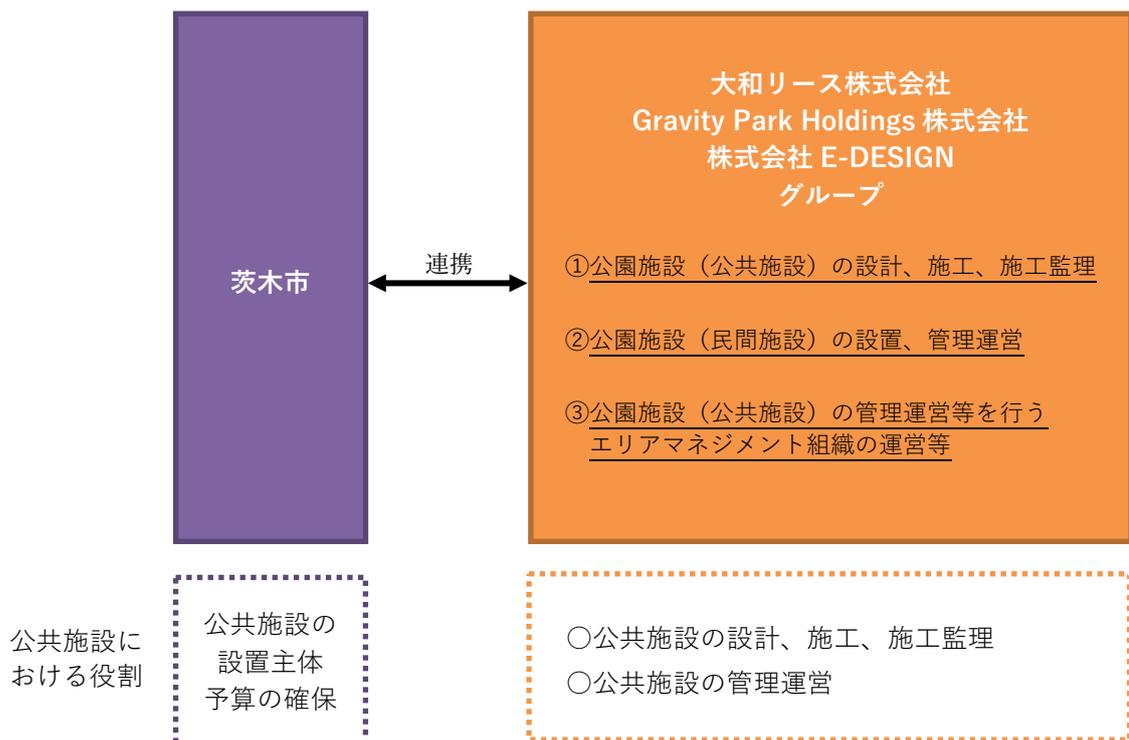


図 都市・地域再生等利用区域指定要望範囲と包括占有区域（予定）

2) 実施体制について

提案事業は、下記の通り茨木市と民間事業者が連携した事業となります。なお、本市は公の施設の指定管理者制度を活用し、公園施設(公共施設)の管理運営を民間事業者に委託する予定です。



2-1-4 土地利用計画

1) 全体配置計画

提案事業では、下図に示す①ダム湖上流エリア、②ダム湖及び湖内平坦地エリア、③ダム湖上空エリア、④ダム湖隣接平坦地エリアの4つのエリアで整備を行います。

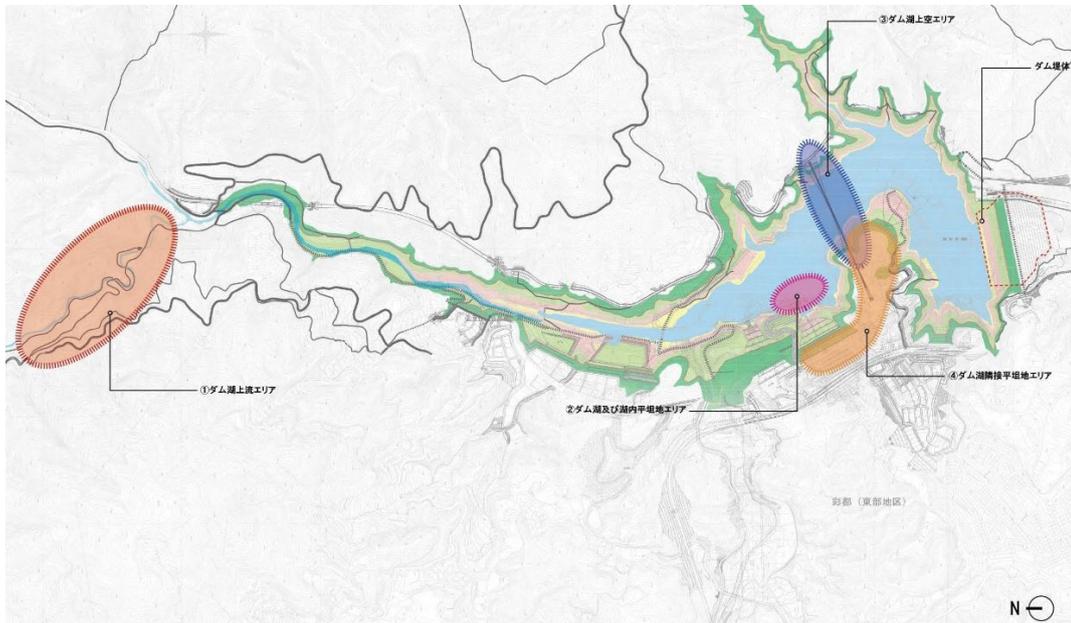


図 全体配置図(今後の事業の進捗等により変更となる可能性があります。)



図 拠点施設周辺のエリアの全体計画図
(今後の協議により変更となる可能性があります。)

2) ダム湖上流エリアの計画

本エリアでは、既存の自然歩道や歴史資源として存在する権内水路などを活かしたハイキングゾーンとして、現地において案内看板を計画します。あわせて、拠点施設でハイキングコースの情報発信を行うほか、ハイキングツアー等のプログラム提供を検討します。

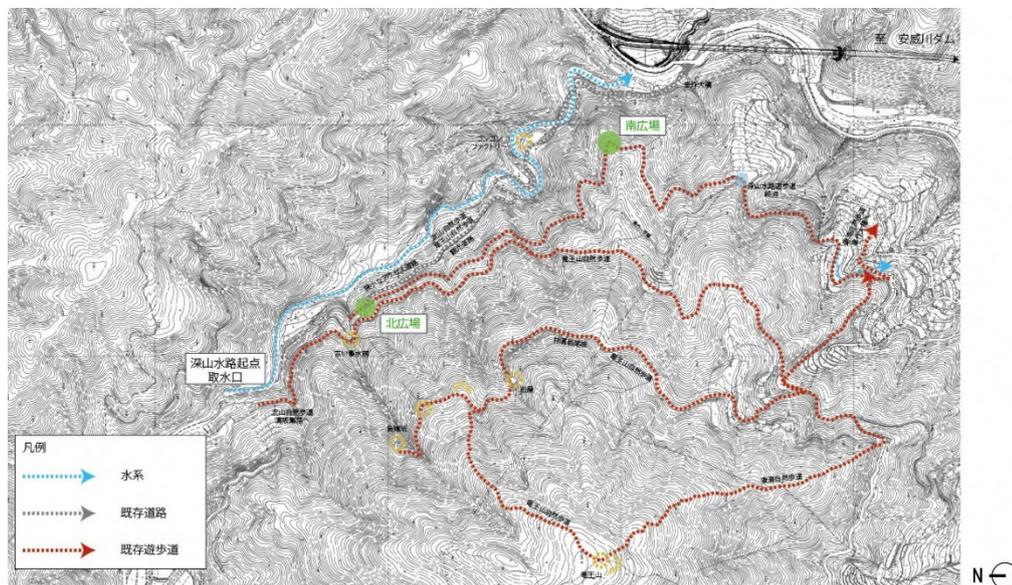


図 ダム湖上流エリア計画図
(今後の協議により変更となる可能性があります。)

3) ダム湖上空エリアの計画

本エリアには、安威川の右岸と左岸を結ぶ橋長(塔柱間長)410mの「つり橋」を設置します。つり橋の設置により、ダム湖周辺の回遊性を高め、ダムの堤体越しに大阪の都市景観の眺望が可能となります。また、つり橋に付随してバンジージャンプなどのアクティビティを予定しています。

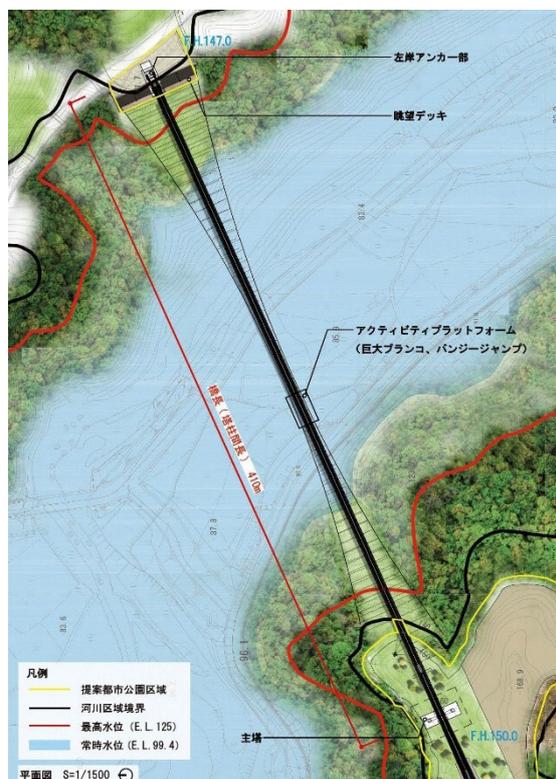


図 ダム湖上空エリア計画図
(今後の協議により変更となる可能性があります。)

4) ダム湖隣接平坦地エリアの計画

本エリアの東側には、有料区域エリアと無料区域エリアを設け、有料区域エリアは、「つり橋」、「バンジージャンプ」などアクティビティの利用料金を支払うことで利用できるエリアとします。

無料区域エリアでは、公共施設である「サクラ広場」と隣接する専用駐車場(約50台)、展望広場と一体となった飲食・物販棟を計画します。

本エリアの西側では、公園の管理機能を担う拠点施設である「アイガワベース」、駐車場(約500台)、臨時駐車場(約150台)、「アイガワイベント広場」、「子ども広場」、「サクラ広場」、公園トイレ棟、ロッキングスロープなどの公共施設を整備します(各施設の名称は仮称です。)



図 ダム湖隣接平坦地エリア(西)計画図
(今後の協議により変更となる可能性があります。)

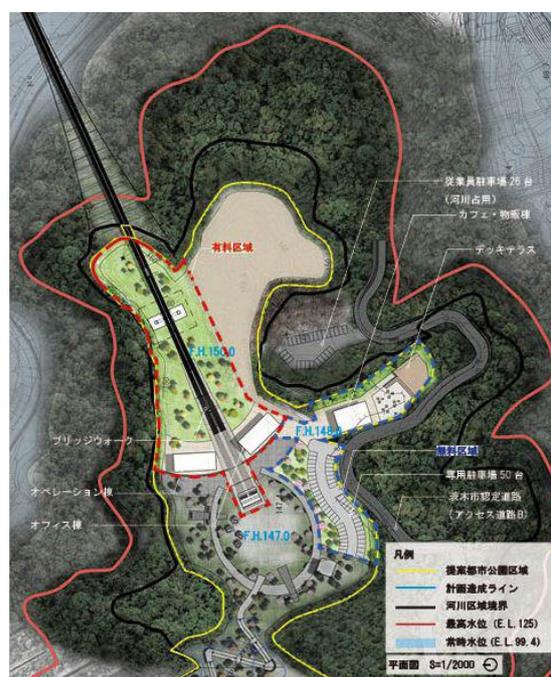


図 ダム湖隣接平坦地エリア(東)計画図
(今後の協議により変更となる可能性があります。)

5) ダム湖内平坦地エリアの計画

本エリアは、ダム湖を活用したサップ、カヌー、カヤックなどのウォーターアクティビティを楽しむ親水利用を想定し、ダム湖にはボードデッキを整備します。



図 ダム湖内平坦地計画図
(今後の協議により変更となる可能性があります。)

2-1-5 施設整備計画

1) 建築計画

提案事業により整備する各施設の内容は以下の通りです。

①敷地の概要

【事業区域】：区域全体約59ha（湖面を含む）の想定都市公園区域の一部

【地域区分】：市街化調整区域

【公園施設として設けることができる建築物の建築面積の制限】

：事業者が整備する公園施設については、以下に示す許容建築面積以下となるように設定します。なお、公園施設として設けることができる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、茨木市都市公園条例の規定により2%を上限とします。

表 建築物を設ける場合の整備可能な建築面積

施設種別	建ぺい率の上限	許容建築面積	備考
遊戯施設 便益施設 管理施設 公園施設等	2%	約1.18ha	想定都市公園区域：約59ha

②各施設の概要

提案事業により整備する各施設の概要は以下の通りです。

表 整備施設概要

施設名	諸元	規模	備考
拠点施設	管理事務所・貸室・研修室・展示ホール・実習室・トイレ(男子用・女子用)・男子用、女子用とも要求水準を満たす機器数、設備を設置	建築面積 600~700㎡ 程度	公園の管理機能を担う拠点施設として、事務機能に加え、地域の団体等がワークショップや農産物販売などを行うことが可能な貸室及び安威川ダムの施設見学や研修が可能な研修室を予定します。
駐車場	24時間利用可能な駐車場 【駐車台数】 ・普通自動車等： 約500台	—	—
臨時駐車場	【駐車台数】 ・普通自動車等： 約150台	—	—

施設名	諸元	規模	備考
イベント広場	安威川ダムに面した長い空間をマルシェの開催や、地域の特産物・農産物などの販売が可能な広場を計画します。	—	地域の文化・芸術の活動拠点として、またインキュベーション事業等の目的に利用できるスペースとして活用を予定します。
子ども広場	屋外での子どもの遊び場	—	—
公園トイレ棟	24時間利用可能 【男子用、女子用】 ・男子用、女子用とも要求水準を満たす機器数、設備を設置します。	—	こまめな確認と行き届いた清掃により清潔な空間を維持するようにします。
広場	「つり橋」を望む芝生広場を計画します。 サクラ等を植栽することで、春の花見シーズンのイベント開催や紅葉シーズンにも対応した計画とします。	—	エリアマネジメントによる多様なイベント開催 自主事業イベントの場として活用を予定しています。
ロッキングスロープ	幅員4m、勾配1/20、管理車両通行兼ねる計画とします。	幅員 4m 延長約 256m	高低差が5mある駐車場と広場を結ぶ通路として、障害者にも対応したつづら折りのスロープを計画します。
パーゴラ・ベンチ	広場等に設置される休憩施設	—	—
ボードデッキ	湖面利用を行うための栈橋	—	—

③計画建物の規模の設定

【施設規模】

構造規模：事業者の提案によります。

延べ面積：約600～700㎡（拠点施設）、約90～100㎡（公園トイレ棟）

【施設構成】

拠点施設の主な機能諸室等の構成は、以下の通りです。

表 拠点施設の機能諸室表

区分	室名	概要
管理部門	管理事務室	50㎡程度
	付 属 諸 室	応接室会議室、ロッカー室男女、湯沸室、倉庫、 便所（男、女）、手洗を設置
展示部門	展示ホール	市民の作品の展示にも利用 エントランスホール、廊下を兼用
会議・研修 部門	会議研修室 講座室 実習室	多様な用途に対応するための固定家具を避けた計画 会議研修室：100㎡程度、2室に分割可 講座室兼実習室：50㎡程度
屋 外	施設サービス	トイレ、掃除用流し、シャワールーム、授乳室、多目的 トイレ
	都市公園とのコ ネクション	都市公園と一体化を図る広場（イベント広場）を設置 庭園、遊び場 など

公園トイレ棟の主な機能諸室等の構成は、以下の通りです。

表 公園トイレ棟の機能諸室表

区分	室名	概要
衛生器機	男 子	ゆったりトイレ、大、小、手洗、掃除用流し、倉庫
	女 子	ゆったりトイレ、大、手洗、倉庫
	多目的用	多目的トイレ
換気方式		自然換気
給排水 衛生方式		給水：受水槽方式 排水：公共下水道放流

- ・倉庫は、清掃用具の保管スペースを確保します。
- ・小便器足元は特に汚れるので、他の部分と違う仕上げとします。
- ・なるべく凹凸の少ない仕上げとし、清掃し易い仕様とします。
- ・照明器具の点滅方式は自動点滅方式とし、深夜などに閉鎖する場合はタイマーでOFFにする計画とします。
- ・採光を配慮した計画とします。

④施設整備の基本方針

以下の5項目をバランスよく満たした計画とします。

《機能的で使いやすい施設》

会議・研修室は、市民が安威川ダムを身近に感じられ、自然環境や防災等に関する「学び」の機会を提供する場とします。展示ホールは、作品が展示され、人々が気軽に楽しめるものとします。それらを繋ぐオープンロビー等は、安威川ダムのにぎわいづくりのために利用する計画とします。

《人にやさしい施設》

障害者、高齢者、子ども、妊産婦、子ども連れの方など、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの精神に則って、すべての人に対して安全で使いやすい施設となるよう配慮します。

《にぎわい創出》

周辺地域と連携し、エリアマネジメント活動を通じたまちづくりや、地域づくりの拠点となり、周辺地域をはじめとする本市北部地域の活性化やにぎわいを生み出していくことをめざした施設とします。特に、広場や公園などの「オープンスペース」の外部広場については、イベント活動や関連した活動などにぎわいが創出されるような空間計画とします。

《景観への配慮》

安威川ダム周辺地域の豊かな自然と広大なダム湖などは、その地域にしかない魅力であり、その地域の「らしさ」を共有することで、魅力ある景観を創出することが期待されています。また、周辺の植栽等を含めたランドスケープデザインを検討することにより、安威川ダム周辺地域の自然豊かな空間と一体となった、良好な景観を形成する計画とします。

《環境との調和》

環境負荷の少ないまちづくりをうたった「安威川ダム周辺整備基本構想」に基づいた施設整備計画とします。

⑤施設整備の基本性能

以下に示す施設の基本性能を確保し、各分野が整合し、バランスのとれた合理的で機能的な施設を整備します。

表 基本性能一覧表

分野	項目	概要
社会性	地域性	施設が立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、地域社会への貢献について配慮した計画とします。
	景観性	施設が立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、周辺環境との調和を図り、良好な景観の形成を図ります。
環境保全性	環境負荷低減性	施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正な処理が図られるようにします。
	周辺環境保全性	周辺環境に配慮した計画とします。
安全性	防災性	施設の地震災害、二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性が確保する計画とします。 火災に対して、人命、財産、情報における、初期火災の拡大防止及び火災時の避難の安全を確保する計画とします。 常時荷重により構造体に使用上の支障が生じない計画とします。
	防犯性	外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、用途に応じた職員等利用者のプライバシー、セキュリティが確保された計画とします。
機能性	利便性	目的や利用状況等に応じた移動空間及び設備が確保され、移動等が円滑かつ安全に行える計画とします。
	ユニバーサルデザイン	全ての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できる計画とします。
	室内環境性	利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保した計画とします。 人の動きや設備、交通、風による振動により不快感を与えることのないよう性能が確保した計画とします。
経済性	耐用性	ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保した計画とします。
	保全性	清掃や点検保守等、維持管理が効率的かつ安全に行える計画とします。

⑥配置計画

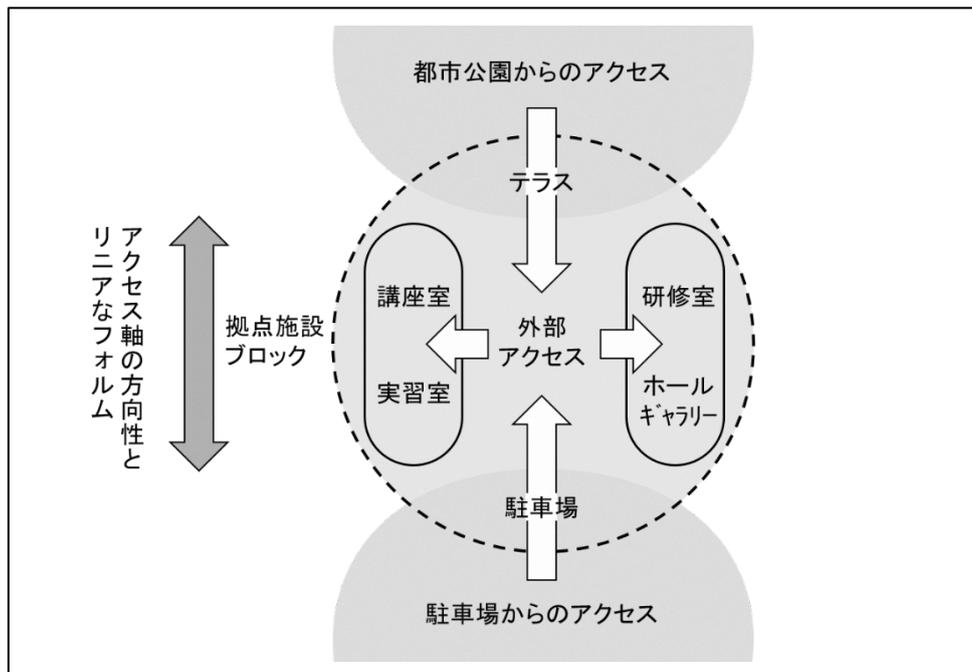
- ・都市公園敷地内で、本施設を機能的な動線計画となるよう配置するとともに、外部空間との連続性を重視した計画とします。
- ・駐車場から本施設に訪れる利用者に配慮した動線計画とします。
- ・周辺の景観やにぎわいの醸成に配慮したオープンスペースを配置する計画とします。
- ・観光バス・高齢者・障害者が、一時的な乗降のみの利用ができる計画とします。
- ・自動車及び自転車による来客者のアクセスに配慮した配置計画とします。



図 配置計画 (今後の協議により変更となる可能性があります。)

⑦施設内動線計画

- ・施設内動線は、利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮します。
- ・駐車場からの来客者動線に配慮します。
- ・各諸室の特性を把握し、機能性、利便性に配慮した平面計画とします。
- ・会議室、倉庫等は、管理事務所に近接させて効率よく配置します。
- ・各ブロックのイメージは以下の通りです。



⑧外観立面計画

- ・安威川ダム周辺地域の豊かな自然と、景観的かつ視覚的な結合を生み、相互の魅力を引き出す良好な景観デザインを形成します。

⑨外装計画

- ・外壁及び外装は、展示ホール等の室内外への断熱対策を行います。
- ・室内環境に配慮した計画とします。

⑩内装計画

- ・仕上材は、各機能、諸室の用途、特性や使用頻度等に応じた計画とし、美観や維持管理面に配慮した適切な材料を選定します。
- ・使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを極力避け、環境面や改修時への対応にも配慮します。
- ・廊下、階段、スロープ等の床材には、スリップ防止衝突防止等の安全配慮を行います。

⑪環境配慮計画

- ・廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用も促進し、建設工事においてもリサイクル資材の活用に配慮します。
- ・建物から日光の反射による周辺地域への影響に配慮します。

⑫駐車場、駐輪場計画

- ・駐車場について、計画敷地内には必要な台数分を確保します。なお、車いす利用者用駐車場や、高齢者や障害者の送迎について配慮した計画とします。

2) 構造・設備計画

①構造計画

人命の安全確保や官庁施設の機能確保を目的として、耐震安全性の目標を以下の通り定めます。

拠点施設等について、構造体は「Ⅲ類」、建築非構造部材は「B類」を確保し、建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）に相当する性能とします。

表 官庁施設の総合耐震計画基準

部 位	分 類	耐震安全性の目標（太枠が今回適用予定）
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害対応策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

設計時には建築計画や設備計画との整合を図るとともに、地盤性状に応じた最適な基礎形式の計画を行います。

②設備計画

拠点施設の設備については、環境配慮の観点から、必要な設備の計画を行います。

【基本設備】

電 気 設 備	受変電設備	高圧受電方式
	電灯設備	管理事務所：LED 照明＋昼光利用制御 廊下・便所：LED 照明＋人感センサー
	コンセント設備	壁・床コンセント
	情報・通信設備	電話設備、LAN 設備 等
	防災設備	非常警報設備、誘導標識 等
	防犯設備	監視用カメラ、防犯・入退室管理 等
	弱電設備	駐車場管制設備、誘導支援設備 等
給排水衛生設備	衛生設備	節水型衛生器具、バリアフリー対応多機能トイレ
	給排水設備	受水槽＋ポンプ直送方式
	ガス設備	LPG ガス
	消火設備	消火器
空 調 設 備	空調設備	電気式による個別空調方式
	換気設備	室用途に応じた換気方式
	排煙設備	原則として自然排煙方式

2-1-6 管理運営計画

提案事業により整備する公園施設（公共施設）に関する管理運営については以下の通りです。

1) 施設保守・設備運転業務について

建築物・工作物等の公園内施設については、施設責任者の管理のもと、日常点検・定期点検及び、建築・設備のメーカー等専門事業者による法定点検を組み合わせ、施設の性能維持と設備故障等の未然防止を図ります。

【主な業務】

項目	区分			適用・関連法令等
	日常	法定	定期	
施設常駐管理業務	●			
受変電設備保安業務		●		電気事業法
消防用設備点検業務		●		消防法
防火管理者選定業務	●			消防法
空調設備保守業務			●	フロン排出抑制法
フロンガス漏洩簡易点検業務		●		フロン排出抑制法
自動ドア設備保守点検業務		●		建築基準法
シャワー設備保守点検業務			●	建築物衛生法
機械警備業務	●			(管理事務所のみ)

2) 環境美化業務について

公園点検・作業マニュアルに基づき、公園内の日常清掃・植栽管理を実施します。利用者及び通行者の安全を第一に考え、適切な安全設備等を実施し、長く愛されるための維持管理を実施します。

【主な業務】

項目	区分		適用
	日常	定期	
外灯・看板清掃業務		●	外灯、案内板他
園内清掃業務	●	●	トイレ清掃、ごみ回収
塵芥処理業務	●		共用部排出分
植栽管理業務		●	自然樹形を尊重した剪定を実施

2-1-7 事業スキーム

提案事業の実施においては、以下に示す大和リース株式会社、Gravity Park Holdings株式会社及び株式会社E-DESIGNの各社の強み等を活かした役割と責任分担により進めていきます。

①公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理

設計・監理 ⇒ 担当：大和リース(株)、(株)E-DESIGN

施工 ⇒ 担当：大和リース(株)

②公園施設（民間施設）の設置、管理運営

設計・監理 ⇒ 担当：Gravity Park Holdings(株)

施工 ⇒ 担当：Gravity Park Holdings(株)

③公園施設（公共施設）の管理運営等を行うエリアマネジメント組織の運営等

公園管理 ⇒ 担当：大和リース(株)

まちづくり ⇒ 担当：(株)E-DESIGN

2-1-8 整備スケジュール（予定）

提案事業の整備スケジュール（予定）は以下の通りです。施設の開業時期は、ダムの試験湛水が終了し、供用開始が最短で見込まれる令和5年度を目標としています。

整備スケジュール（予定）

	令和2年度		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
周辺整備事業 スケジュール		事業 契約 締結	公園施設の設計・施工								公園施設 供用開始			
基本計画策定 スケジュール	基本計画の 検討・策定													
安威川ダム 本体工事 スケジュール	ダム建設工事（予定）						試験湛水（予定）				安威川ダム供用開始(予定)			

※民間事業者との協議やダム建設工事の工程によって変動する可能性があります。

2-1-9 エリアマネジメント計画

本事業においては、提案事業による公園施設の管理運営などを通して、北部地域の活性化につなげることをめざしていることから、エリアマネジメントの仕組みを導入します。

公園施設の供用開始からの初動期は、民間事業者が主体となり、都市公園等の管理運営とあわせて、ダム周辺のプロモーション・まちづくり活動を実施します。例えば、「安威川フェスティバルの開催」や「安威川ニュースの作成」など「安威川ダムファンづくり会^{※1}」と連携した活動や、「いばきたデザインプロジェクト^{※2}」と連携したプロモーション活動など、周辺地域で活動する地域団体や関連する取り組み等と連携して実施します。また、エリアマネジメントの取り組みにおいては、本市がその活動を監督します。



※1 「安威川ダムファンづくり会」:

安威川ダムやその周辺地域の活用・保全などについて、府、本市、地域の方々、企業、教育機関、NPO団体、専門識者、クリエイターなど、さまざまな分野の人々が意見やアイデアを出し合い、議論を重ねていきながら、一緒になって取組みを推進していくためのプラットフォーム。そのプロセスをオープンにしていくことで、共感へとつながり、集まってこられる方々が「ファン」となって、地域づくりに参加していただくことをめざしている。

※2 「いばきたデザインプロジェクト」:

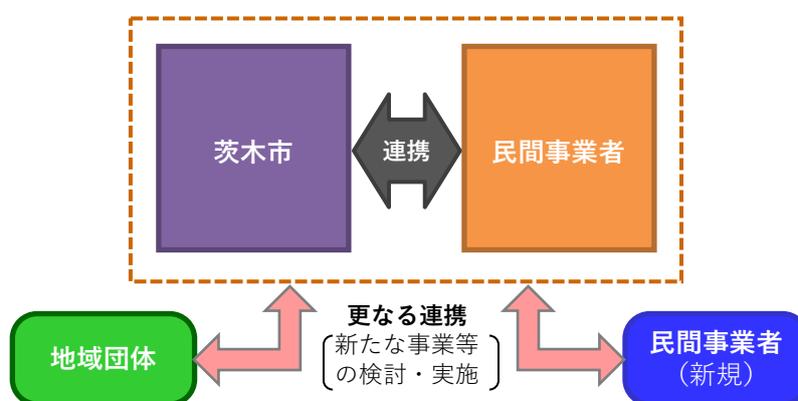
北部地域の課題解決に向けて、地元で暮らしているの方々をはじめ、市内外のさまざまな人たちが北部地域に関心を持ち、みんなで考え、一緒に取り組んでいくことができる「仕組み」をデザインしていくことをめざす取り組み。

2-2 今後の展望

2-2-1 提案事業における利活用の充実について

今回、官民連携事業として提案事業により令和5年秋頃（予定）の施設開業に向けた整備を行います。事業の進捗や開業後の状況を見据えながら、民間事業者や地域団体等との更なる連携を図り、飲食店の充実など新たな事業化に向けた検討を引き続き行います。また、検討にあたっては、活用の基本となるトイレの設置のほか、自然や農産物の活用、ダム湖を活かした回遊性などを視野に入れながら、育てる周辺整備をめざします。

現在は、コロナ禍による社会経済情勢の停滞など事業活動が一部では制限される状況がありますが、今後も民間事業者等からの提案を踏まえながら段階的な整備を推進します。



事業の進捗や開業後の状況を見据えた
官民連携による利活用の充実に向けた検討イメージ

2-2-2 提案区域外の利活用方針について

本事業による事業区域は基本構想に基づく4つのエリアになりますが、提案事業においては、各エリア内で活用されない土地も存在します。そこで、将来にわたり安威川ダム周辺の連続性や一体性の創出を図る観点から、提案事業において未活用の土地について、①民間事業者の提案内容、②それぞれの場所が持つ特性や周辺地域の状況、③基本構想、それら3つの視点に基づき、総合的に検討した結果、以下の5つのゾーンを設定しました。また、ゾーンごとに周辺整備の魅力向上に向けた利活用の方向性を整理しました。

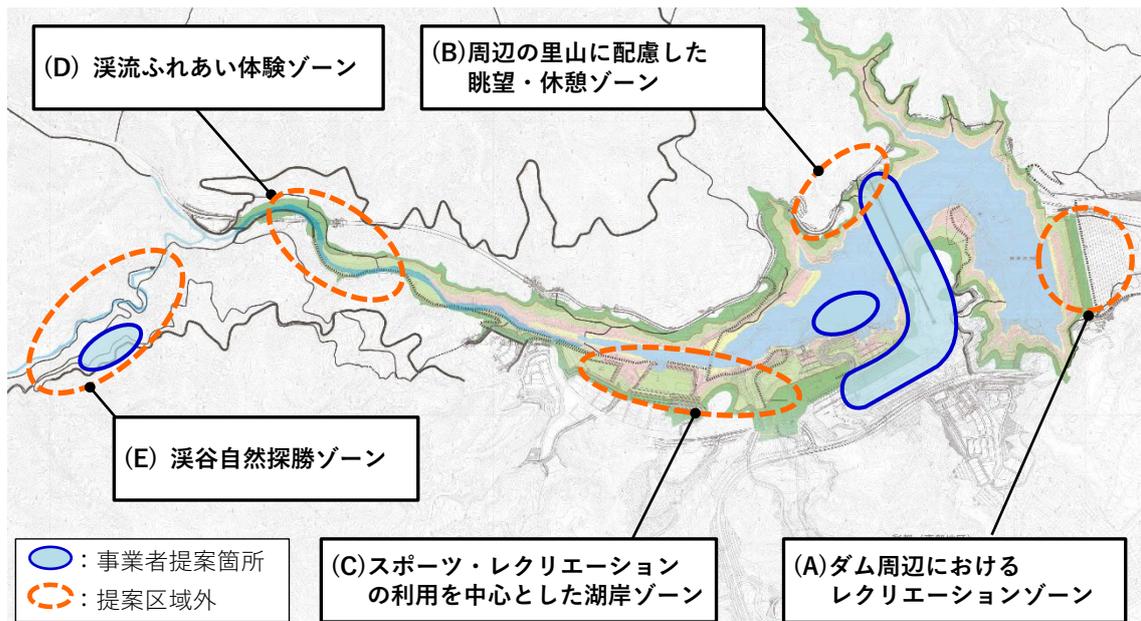


図 提案区域外の利活用検討箇所

5つのゾーン

- (A)ダム周辺におけるレクリエーションゾーン
- (B)周辺の里山に配慮した眺望・休憩ゾーン
- (C)スポーツ・レクリエーションの利用を中心とした湖岸ゾーン
- (D)溪流ふれあい体験ゾーン
- (E)溪谷自然探勝ゾーン

(A)ダム周辺におけるレクリエーションゾーン

①公園施設

ダム堤体の南側に位置する平坦地であり、短期的には提案事業と並行しながら、本市が公園施設としての活用を検討します。将来的には民間事業者の提案によるキャンプ場としての利活用などが想定されます。

②駐車スペース等

左岸側に位置するダム堤体及びダムの管理施設に隣接した平坦地であり、自家用車や観光バス等によるダム本体へのアクセスに対応した駐車場として活用ができます。ダム本体の供用に合わせた利活用について本市と府において検討します。

(B)周辺の里山に配慮した眺望・休憩ゾーン

①展望施設、駐車スペース等

左岸側において、民間事業者により設置されるつり橋の眺望確保や、つり橋利用者の駐車場、また、休憩施設として、提案事業の実施において民間事業者による利活用を検討します。

(C)スポーツ・レクリエーションの利用を中心とした湖岸ゾーン

①多目的スポーツ広場

右岸側に位置する平坦地で、サッカーや硬式野球などの多目的なスポーツが可能となる広場としての活用を検討します。また、提案事業による事業の進捗に応じて、将来的にはデイキャンプやバーベキューなどのレクリエーション施設としての活用を検討します。

(D)溪流ふれあい体験ゾーン

①親水空間、多目的広場

安威川上流の溪流沿いの平坦地で、本市、府、安威川上流漁業協同組合等の連携により、中長期的には親水空間の整備や駐車場など多目的広場としての活用を検討します。

(E)溪谷自然探勝ゾーン

権内地区においては、下音羽川や水路沿いに遊歩道があり、水やみどりの自然が豊かなエリアであることから、その地形条件を活かした利活用を前提に、中長期的に民間事業者の提案によるデイキャンプや森林アスレチックなどの活用について検討します。

第3章 北部地域との連携について

本事業では、本市の市街地と北部地域をつなぐ「ハブ拠点」として安威川ダム周辺を活用することにより、北部地域の既存の施設やまちづくりの取り組みが安威川ダムを介して結びつき、相乗効果が得られることを期待しています。そこで、提案事業によるエリアマネジメントの実施（エリマネ組織Ⅰの活動）を継続するとともに、活動の成長等に応じて、将来的には民間事業者をはじめ、本市、府、北部地域で活動する地域団体等で構成されるまちづくり協議会などの組織づくりを検討し、北部地域で活動している地域団体等（例えば、「安威川上流漁業協同組合」、「農事組合法人 見山の郷交流施設組合」など）と連携しながら、北部地域活性化の促進に資するエリアマネジメント（エリマネ組織Ⅱの活動）を展開していくことをめざします。

